

受付番号第4号、唐澤一代君の一般質問を許します。登壇願います。

1 番 唐 澤 それでは、議長の許可が下りましたので、一般質問をさせていただきます。

受付番号第4号、質問議員、第1番 唐澤一代。件名。学校・家庭・地域が連携した性の多様性を尊重する社会づくりについて。

当町では、昨年10月に「パートナーシップ宣誓制度」を創設しましたが、LGBTQへの理解を含めた広い視野で、学校・家庭・地域が連携した性の多様性を尊重する社会づくりを推進するとともに、性に関するあらゆる問題の発生防止や解決を図る必要があります。そこで、次のことについてお伺いいたします。

(1) 学校における性教育は、どのように実施されているのか。

(2) LGBTQへの理解を深めるための教員研修や、児童・生徒への教育指導は、現在、何に位置づけられ実施されているのか。

(3) 男女平等参画及び性の多様性を尊重する社会づくりのための条例を制定し、町づくりをする必要があると思うが、町としてのお考えは。以上です。

教 育 長 それでは、唐澤議員の御質問に順次お答えさせていただきます。

まず1点目の学校における性教育に関してですが、文部科学省が学習指導要領に定めるとともに、それに基づき作成された教科書を活用し、各学校において、子供たちは主に体育及び保健体育の授業にて学んでいます。小学校では、主に小学校学習指導要領の教科「体育」の保健領域で体の発育、発達について学習をします。その学習の中で自己の課題を見つけ、その課題解決を目指し、自分の性について見つめ直せるような指導をしています。

具体的な指導としては、小学校1、2年生では、学級活動の時間などを使用して、男女の体の違いやプライベートゾーンについての学習などを行っています。特に小さい子供は、体の大切な部分、「水着で隠れる部分等」というような表現もされておりますけども、それを見せない。触られては嫌だという感覚が身についていない場合もあるため、このような学習を通して親しい人にも見せてはいけない体の大切な部分や、触らせてはいけない体の部分があるということが自覚できるようにしております。本格的な性教育については、小学4年

生で行う保健の学習で行います。ここでは体毛が生えたり、身長が伸びたりなどの体つきの変化、生理や初潮、精通などの体の内側の変化、そして異性のことが気になったり、好きになったりするなど、異性への関心が芽生えるというような心身の発達・変化について学習をしています。

中学校では、中学校学習指導要領の教科「保健体育」の保健領域で心身の機能の発達と心の健康について課題を発見し、その解決を目指した活動を通して指導しております。具体的には、中学1年生では生殖機能の発達などについて学習をしています。そして、中学3年生で性感染症の予防などについて学習をしています。なお、小学3、5、6年生、中学2年生では性教育としての内容はありますが、必要に応じて特別活動などで扱うことがあります。

こうした中で、町立小・中学校における性教育は、日頃から発達の段階に応じた効果的な授業を行えるよう、授業改善に取り組んでおります。また、中学校の生徒の中には、間違った性の知識を有している者が、場合があります。このような生徒にはきめ細やかな指導が必要となるため、学級担任や養護教諭などが連携し、個別の指導を行うようにしております。

性教育については専門的な内容もありますので、外部から専門的な知識を有する方など、ゲストティーチャーとして招くなど、外部機関との連携を深めることも必要になってくることも考えられるため、今後も学校と連携して取り組んでまいります。

次に、2点目の御質問についてお答えいたします。LGBTQへの理解を深めるための教育研修や、児童・生徒への教育指導に関してですが、今のところ明確に位置づけられているものはありません。しかし、文部科学省により、「性同一性障害に関わる児童・生徒に対応するきめ細やかな対応の実施について」という通知が平成27年に出され、翌年28年にその教職員向け周知資料が、さらに30年にも資料が出されており、これに基づいて研修や指導、そしてきめ細やかかつ適切な対応に努めております。また、神奈川県においても教職員に対しての教育研修は、人権教育指導者養成研修講座で性的マイノリティー研修の実施や、人権教育学習教材を作成するなど、人権教育の一環としてLGBT

Qへの理解を深めるための取組を行っております。

学校内においても、年に1回以上、校内研修等で教職員を対象とした人権研修を行っております。さらに、児童・生徒に対する指導に関わるものは、指導の共通理解を図るために、文部科学省から出されている生徒指導提要と内容を基本としております。今後生徒指導提要が改訂が予定されており、「性的マイノリティーの児童・生徒のよき理解者となるよう努める」というような文言や、その対応に関する項目も盛り込まれることになりました。今後は教育委員会と学校と情報交換を行い、LGBTQの話題を取り上げるなど、教員自らが性の多様性を認め合えるように研修を積み、教師としての人格的資質の向上を目指す研修も考えていきます。

児童・生徒への教育指導については、これまでも学級活動や道徳の授業で人権について触れています。また、小・中学校とも総合的な学習の時間にSDGsについての学習も進めており、その中でジェンダー平等について考える機会も設定しております。今後児童・生徒への指導は、町のSDGsに関わる取組や、町男女共同参画プランなどの情報提供も行い、参考としていただくことも考えております。

こうした中で、学校、家庭、地域において、性を含む多様性を認め合う社会の担い手となるよう、また、子供たちにも人権教育を基盤としてLGBTについても理解を深めていけるよう、教育指導に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の質問は町長よりお答えいたします。

町長 それでは、3点目の御質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

男女平等参画及び性の多様性を尊重する社会とは、2018年、平成30年になりますが、に策定をいたしました松田町男女共同参画プランに明記している、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会と同様なものだというふうに認識しております。そのような社会の実現に向け、人権に係る諸

課題、DV、ハラスメント、性的マイノリティー、いわゆるLGBTQの方々への差別などの解消に向けた取組について、現在松田町男女共同参画プランに位置づけ、施策を展開しているところであります。

具体的には、まずLGBTQという言葉の認知度を上げる取組から始め、次にLGBTQの方々への理解、LGBTQの方々に対する偏見や差別は人権問題であるとの認識を持つため、平成29年度にはLGBTQを取り上げた町民向けの人権研修を行いました。その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、研修等は行えておりませんでした。令和3年度にはパートナーシップ宣誓制度を創設し、足柄上郡1市5町で協定を結び、広域での啓発などの活動を行っているところでございます。

町が進めているSDGsの取組の一つでもあるジェンダー平等、ジェンダーフリーにもございます。差別と偏見といった、目に見えない様々な障壁を取り除き、相互理解を深めていくことが性の多様性を尊重する社会の実現には重要であります。神奈川県内では平成31年には横須賀市が県内初となる横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例を、今年度、令和4年度に逗子市が逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例を制定しております。また、全国に目を向けますと、東京都渋谷区は、平成27年度に渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例を制定し、目黒区では令和2年度に、目黒区男女が平等に共同参画し、性の多様性を尊重する社会づくり条例を制定されております。

性の多様性を尊重する社会の実現に向け、積極的に取り組んでおられる自治体が増えつつあることは承知しております。町といたしましても、そういった先進的な取組について情報収集を行い、多方面より様々な御意見を頂戴し、推進条例として制定について研究を行いながら、その間でありましたが、男女共同参画プラン、現在ありますプランにのっとり取り組んでまいりたいというふうにも考えております。以上でございます。

1 番 唐 澤 御丁寧な回答ありがとうございました。それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

大きな項目の1に関連することです。コロナ禍において各都道府県の妊娠相談窓口には、妊娠したかもしれないという、10代の少女からの相談が相次ぎ、このとりのゆりかご、赤ちゃんポストを運営する熊本県の慈恵病院妊娠相談窓口では、2020年4月には過去最多の75件だったとメディア等でも報道されています。少女や少年たちが性に関するあらゆることで悩み、親や先生に相談できずにいる場合、どこに相談窓口を設置しているのか、また、どのような周知方法を実施しているのか教えてください。

教 育 課 長 それでは学校についてです。学校につきましては、専門的なことは養護教諭がそれを担っております。養護教諭が教えるなど、学校をチームとして、校長先生をリーダーとして授業づくりをしてしておりますが、そういった性的なものにつきましても養護教諭が中心になって相談に乗ってる状況でございます。

周知方法につきましては、学校長から担任に周知をしまして、そこから生徒に、何かあったら養護教諭に相談してくださいねといった、通常の、日常の周知で流しております。以上です。

子育て健康課長 生徒のお子さん以外の一般的なことになると、実際にはそういった御相談はこちらのほうにお寄せはないんですけども、そういった御相談あった場合には神奈川県の方の女性相談窓口、そういったものがございますので、そちらのほうへ御案内をする予定でございます。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。少年・少女が妊娠という現実に向き合ったときに、なかなか親に言いづらい、先生にも言いづらいというのが現状だと思います。そこで、悩んで行き場がなく出産まで至るといった状況が全国でもあったりしますので、そのような状況がないような体制、また、今ある相談窓口だけではなく、いろいろなシーンをですね、想定して、周知方法等徹底していただきたいと思えます。

その中でも性教育において、例えば担任の先生や、先ほどまで国語などの別の授業をしていた先生が性教育を行うことに対して、児童や生徒たちの気持ちの切替えがなかなか追いつかないこと、また、少女から見て男性からの指導、逆もありで、少年から見て女性からの指導に抵抗を感じる児童・生徒もいると

考えます。そこで、デリケートな心理的・物理的距離感に配慮し、性教育に関して産婦人科等の医療機関と連携しながら、指導者と学ぶ側の間にワークセッション入れた性教育の指導対応をしていく必要があると考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

教 育 課 長 先ほどの答弁と繰り返しになりますが、専門的なことは養護教諭が相談に乗っております。その相談の、男性だったら男性、女性だったら女性の、担任じゃない女性の先生が相談に応じたり、そうした工夫をしながら指導をしております。また、性的なことと直接関わりがあるかどうかということもありますが、中学校では月1回の生活アンケートというのをやっております、小学校では学期に1回アンケートをしています。その中ではいじめや、そういった学校での課題の中に性的問題も含まれておりますので、そういったところで日常は担任の先生が拾いまして相談に応じてるといったケースもございます。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。医療機関と連携するということがなぜ必要であると考えたのかといいますと、例えば保健室の先生にも言えない、担任の先生にも言えない、親にも言えないってなったときに、性教育の場で医療機関、産婦人科の先生とかが専門的に来てくださってた場合、そこにも相談に行けるという選択肢が生徒の中で増えてくると思うんですね。なので、あと、ふだん一緒にいる先生、近い先生から指導を受けるよりかは、本当にプロという方から学ぶという体制を整えることで、逆に生徒が相談しやすいというパターンもあると思います。なので、いろいろな都合もあるかと思うんですけども、そのような体制を整えることも一つの案として検討していただきたいと思います。

それでは次の質問です。東京都の都議会でも報告されている内容なのですが、ある政党のジェンダー平等委員会の痴漢被害に関するアンケート結果がございますので、まずは参考にお伝えいたします。アンケートは約3か月間、インターネットで実施、1,435人が回答し、そのうち女性が83%を占めた。回答者の96%が性被害経験があり、被害時の年齢は18歳以下が71.5%、小学生、12歳以下が34.5%に上っている。被害内容は、体を触られる以外にも、性器などを見せられた、盗撮されたなど、多岐にわたっている。被害時の対応では、何もで

きなかった、54.8%、怖くて反応できなかった、49.8%が圧倒的多数。被害後の後遺症に苦しみ、電車に乗れなくなって、不登校、中退、転校や転居を余儀なくされたとの声も少なくないとのこと。アンケート結果をお伝えしましたが、少女だけではなく、少年が成人の女性や男性から性被害を受けてしまったという現実があることも見過ごせません。

このアンケート結果を知って、こんなにも多くの子供たちが被害に遭い、苦しんでいると分かり、とてもつらい気持ちになりました。そして、これは氷山の一角であり、声にできずに、今もなお苦しんでる子供や大人がいることに対しては様々な対応が必要です。

そこで、学校において、子供たちへ痴漢被害に関するアンケートを実施したと先ほど答弁にありましたが、それに併せて、どのように学校は具体的な対応をしているのか、また今後どのように対応の改善を行っていくのか、お考えをお聞かせください。

教 育 長

それではお答えさせていただきますけども、まずちょっと痴漢アンケートは取ってません。やはりそういった、先ほど課長のほうから申し上げたとおり、月1回のアンケートの中でそういった状況が出された場合には、子供に寄り添って、誰が寄り添うか、また、それは子供が、男性教員がね、もし女性が被害でしたら、男性教員が寄り添うということもなかなか難しいので、やっぱり女性の教員でしっかり状況を聞きながら、しっかり心のケアをしていく。場合によれば、スクールカウンセラーとかそういったところにつないでいくような体制は取っております。

管内でも変質者の露出とかそういった被害に遭う状況は、この管内でも報告は入っています。ただ、すぐ、子供たちがそういう状況遭ったら逃げるとか、大きな声で助けを求めるとか、そういった指導は日頃から、その痴漢だけじゃなくて、犯罪防止、巻き込まれないような指導をしております。また、対応もしております。ですから、子供たちからそういった露出とかそういった状況の被害遭った場合でもすぐ連絡が入って、そしてこの管内地域に、全部に教育委員会を通して連絡する、そして子供たちにも注意喚起をする、そういったとこ

るもあります。ですから、そういった、あと松田町ではそういう状況の中で、日頃ボランティアの方、パトロール等も登下校時していただいておりますので、そういった予防にもつながっていると思います。ただ、子供たちにはしっかりとそういった状況の中で性被害に遭わないような対策といいますかね、対応とか、もしそういった遭遇した場合の対処、そういったところまで一応、指導のほうはしておりますので、今後も松田町の子供たち、被害遭わないような形で防止に努めていきたいというふうに思っております。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。そうですね、対策としまして、例えば防犯ブザーだったりとか、そういうものもあると思うんですけども、やはり何かあってからでは遅い。その人の人生も左右してしまう出来事になりますので、どうか皆さんの強力な体制をですね、しっかり整えて、今後もよろしく願いいたします。

町を歩いていたり、保護者の方々から異性に対する思いやりのない性的な話題、以下、いわゆる「下ネタ」とちょっと表現させていただきます。下ネタに悩む生徒の声が聞こえたことがございます。女子生徒、女子児童に限ったことではありませんが、異性や信頼関係がない間柄での下ネタは、正直ただただ気持ちが悪く、怖い印象も受けるものです。学校における指導において、先ほど答弁の中にそのような指導が必要な生徒には個別で指導を行っているとのことなんですけれども、やはりこの件に関しては家庭においても協力が必要であると考えております。家庭に向けての指導教育はどのように…協力、指導協力はどのように実施されているのか教えてください。

教 育 長 まず、家庭のほうにつきましては、当然学習、性の指導に関して内容的なものもお伝えするようなこともありますし、県のほうからもですね、こういった「家庭教育ハンドブック すこやか」、この中にも触れられております。当然学校でそういう、先ほど「下ネタ」という言葉使われた…すみません、使わせていただきますけど、そういうふうな状況で、子供のほうでいろいろ、やはり周りを配慮しない中でそういう話題にしたりとか、そういうふうな状況の中では当然個別だけではなくて、学級、学年、全体を通しながら、あるいは全校

に対しても指導するケースはあります。そういう部分で、そういったことがある状況については、当然懇談会とか、場合によっては該当生徒の保護者のほうにも、ちょっとこういうことがあってということで、きちっと報告しながら家庭の協力は得るといような体制は取ります。ただ、先ほど申し上げたとおり、最近いろんなネット関係とか、いろんなことで子供たち自身が、とにかく誤った知識、あるいはそういったセックスとかそういったものの関心、自分の関心の高いものばかり知識を得てしまうような状況があるので、そういったインターネット関係についても、情報教育じゃないんですけれども、正しい情報をしっかり自分で収集して、振り回されていかないような、性教育だけ…以外のところからもアプローチしていかないといけないというふうなところは学校も指導で押さえていただいておりますので。

そういった状況の中で、家庭への周知という部分もそのネットの使い方も含めた中で、やはりセキュリティーといいますかね、そういったものも対策も含めた中で依頼してるところです。とにかく、学校でそういうふうな状況のあった場合には、子供たちだけではなくて、家庭のほうにも伝えながら、指導の協力を得るとい体制づくりはしておりますので、今後もそういった状況で努めていきたいと思っておりますので、御理解頂きますよう、よろしく願います。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。引き続きよろしく願います。

性教育と聞くと、少し女性の体の変化だったりとか、生理に始まり、そういったことがやや強く感じられる印象があるのかなと、私、個人的には考えているんですけれども、その中において、男性の方々、男子生徒・児童に対しての性教育の現状ですね、その内容をもう少し濃くしていただけたらなと感じることが多々あります。その中に、日本社会の価値観の中に性欲はコントロールできないというゆがんだ認知があります。加害者は痴漢行為をするために状況を選んで計画的に行い、また、逮捕されないためにスキルを上げ、どんどんエスカレートするというパターンが圧倒的に多いとの調査結果があります。何が言いたいのかといいますと、性欲はこのようにコントロールができていくという

ことです。性被害を防ぎ、負の連鎖を断ち切るためにも、性教育に痴漢、盗撮問題のカリキュラムを組み込み、子供の頃からしっかりと知識や対策を学び、問題の発生防止や解決を図る必要があると思いますが、学校としてのお考えと今後の改善方法の構想がございましたらお聞かせください。

教 育 長 御質問ありがとうございます。確かに性欲の問題、よく人間は性欲・食欲・睡眠欲という、この3欲言われていますけれども、当然性欲は出てくるのは当たり前のことだと思います。ただ、それをいかに自分が精神的にコントロールできるか、コントロールしていくか、それが大事なことなんだということを基盤にしながら、やはり学校のほうとしても自分でコントロールしてきちっと抑えていけるような状況のために正しい知識を与えたりとか、そして男女お互いにしっかりその特色を知った中で、お互い大事にしていくと。自分も大事にすることももちろんですし、相手も大事にしていくことも大切なことだということで、人権教育も含めながら、あらゆる、教科だけじゃなくて、いろんな道徳とか総合的な学習とか、いろんな、それ以外の教科以外でも日常生活の中でその人権教育を高めていくように学校としては努力しております。

ですから、やはり将来的にそういった性欲が出てくるのは当たり前だけでも、それが相手を傷つけるような出し方とか、そういったものはとんでもないことであり、やはりきちっと自分でコントロールしていく、いける力と考え方、知識、そういったものがやはり身につけていけるよう学校でも努力しておりますので、また今後さらに、そういった将来的に、やはり大人になったときでも、また、なる前でもですね、もう中学校の段階からそういったものは芽生えてきますので、大事に指導はしていきたいというふうに思っております。以上です。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。やはりですね、女性側がもうしっかりと要望といたしますか、対策を取っていたとしても、やはり体のつくりの構成から、男性の力にはかなわないという現実もあります。なので、大人の男性の皆さんが子供たちにですね、力の使い方というものを丁寧にしっかりと正しく、引き続き指導していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、大きな項目の2番に移らせていただきます。先ほどの性教育にお

いて、痴漢、盗撮問題等のカリキュラムを組み込むこともそうですが、今は13人に1人の割合と言われているLGBTQの理解と知識を子供のうちから深めるために、今後LGBTQの項目等も含めた教科書の要望や選択、学習指導要領の改定時に向けてのアクションや計画を議論し、今から固めていく必要があると考えます。学校として、去年、おとしなど、学習指導要領の改正がされたと思うんですけども、過去のその改正時における町としてのアクションはどのようなものがあったのか。また、今後そこに向けてどのように考えているのか、その構想をお聞かせください。

教 育 課 長 個別、松田町としては学習指導要領の中にそのLGBTQをより含んでくださいというような要望は行っておりませんでした。今後につきましては、そのLGBTQ、理解を深める構想といたしましては、人権尊重の理念に立ちまして、性同一性障害や性的嗜好、性の自認等で悩みを抱えます児童・生徒、こういった方が偏見や差別を受けず学校生活を送るためには、教職員が正しい理解を深め、学校全体で対応していくということが重要であると考えております。ポイントとしましては、まずは多様性を受容するという視点が大切であると考えます。性同一障害などに関わる児童・生徒に関わらず、全ての児童・生徒が共通するものでございます。全ての教育活動において教職員が心がけるように、そういった考え方、構想を持って取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。確認ですが、年に1回以上校内研修等で教職員を対象とした人権研修を行っているという御答弁頂いているんですけども、こちらは任意でしょうか。それとも、必ず全員が受けるというような体制を取られているのでしょうか。

教 育 長 まず、県とか外部からの研修の案内来たときに、当然任意の参加でというものもありますが、県で行われている人権教育については全員ということには、これは全県の教職員全部集まるわけにはいきませんので、各学校何名とか、そういった指定もございます。必ず教員のほうもですね、研修に行ったら復命のほうはしておりますので、どんな内容であったか、資料も含めた中で、そこで校

内研修をやりながら広めたりとか、そういった形もしておりますので、研修の内容によっては参加人数が限られたものもありますし、校内で研修をやっている場合、校内の研修、人権研修はこれは教職員全部集まった中で研修を進めているというのが実情でございます。

1 番 唐 澤 承知いたしました。任意の場合ですと、やはり認識に、何ていいますかね、違いが出てくると思うので、その情報共有等をしっかりされて、子供たちにつながるように引き続き指導に向けて頑張りたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、大きな項目3のほうに移らせていただきます。松田町では子供たちの医療費が18歳まで無料と拡充されました。しかし、性の多様性を尊重する社会づくりにおいても重要な機関である産婦人科がない状況で、全国的にも先進的である医療費助成の取組を生かし切れていない側面もございます。そこで、親や先生になかなか打ち明けられない児童・生徒が路頭に迷わないためにも、親や先生の付き添いを必要とせず、もっと気軽に自分の性や命に向き合うことができる体制や機関が早急に必要と考えます。過去にも一般質問をさせていただいたり、女性議員の中では子育て支援に力を入れている方々では、ネウボラという言葉…言葉というか、その機関を知らない人は今は少ないほうかなと思っているんですけども、松田町としてチルドレンファーストの取組としても全国的に広がりを見せているネウボラや、ネウボラのような活動を松田町に導入し、委託し、国からの助成金なども生かしながら、効果検証をしていく働きがあってもよいと考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

子育て健康課長 ただいまのネウラボについてなんですが、出産や育児のそういった支援する施設ということで伺っております。一応産後ケアという部分では、一応ですね、宿泊型、昨年度までは考えておりましたけれども、本年度は宿泊以外のところ、家事支援、そういったものも使えるような形で進めております。もう少し大きい意味での育児支援というところは、今のところは子育て支援センターとかファミリーサポートセンター、そういったところのみということで、それ以上のところはちょっと今、ちょっとすぐには考えていないのが現状でございます。

1 番 唐 澤 ネウボラというNPO法人を今題材として挙げさせていただいたんですけども、こちらの団体は確かに産前・産後ケアもされています。でも、このコロナ禍で一番注目された事業が訪問事業になります。これはNHKのテレビ番組でも特集をされたりとかもあるんですけども、何をするかといいますと、乳幼児とか赤ちゃんとかだけではなく、小学生、中学生、高校生の子供たちに対して、悩みとかがないかというようなことを訪問して伺うということも行っているんですね。その中で例えば、一番最初に質問させていただきました、妊娠したかもしれないというお子さんが、親にも先生にも言えない、学校の保健室にも言えない、病院にも行けないってなったときに、ここのNPO法人さんは訪問して簡単な妊娠検査などを行って相談に乗り、適切な機関へと一緒に付き添いながらするということがもされています。コロナ禍の中でやはり望まぬ妊娠というものも増加しておりますので、この辺りの支援なども町のほうで研究されて、導入していただけたらと思います。

議 長 通告時間が過ぎておりますので、意見をまとめてお願いします。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。ですので…。

議 長 質問を。

1 番 唐 澤 質問。よろしくお願いします。質問いいですか。質問いいですか。ありがとうございます。すみません、最後の質問になります。

産婦人科は今のように妊娠・出産、産前・産後ケアだけではなくて、全ての子供、大人、男女問わず全ての人が対象であります。生理などの体のサイクルや、避妊方法や性行為などの性教育、思春期や更年期の変化における体や心のケア、性犯罪、性被害の緊急対応、そのようなことを、またLGBTQにおいても専門的に対応している場所です。こちらの産婦人科の誘致や足柄上病院の産科の再開に向けて…。

議 長 時間になってますけど。

1 番 唐 澤 あ、終わりということですか。

議 長 あとはじゃあ、直接。

1 番 唐 澤 分かりました。

議 長 担当課のほうに。

1 番 唐 澤 分かりました。すみません、遅くなりました。以上になります。よろしくお
願いします。

議 長 以上で受付番号第4号、唐澤一代君の一般質問を終わります。